

令和7年6月

河内長野市議会定例会

議 案 書

河 内 長 野 市

令和 7 年 6 月河内長野市議会定例会提出議案目次

報告第 2 号	専決処分報告について（河内長野市市税条例の改正）		1
報告第 3 号	専決処分報告について（和解並びに損害賠償の額の決定）		5
報告第 4 号	令和 6 年度河内長野市一般会計継続費繰越計算書の報告について		7
報告第 5 号	令和 6 年度河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		9
報告第 6 号	令和 6 年度河内長野市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について		1 3
報告第 7 号	令和 7 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事業計画並びに予算の報告について		1 5
報告第 8 号	令和 7 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算の報告について		2 9
報告第 9 号	令和 7 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業計画並びに予算の報告について		4 3
報告第 1 0 号	令和 7 年度三日市都市開発株式会社の事業計画並びに予算の報告について		5 9
報告第 1 1 号	令和 7 年度河内長野都市開発株式会社の事業計画並びに予算の報告について		6 8
報告第 1 2 号	令和 7 年度三日市町駅整備株式会社の事業計画並びに予算の報告について		7 6
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		8 1
議案第 4 5 号	河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の改正について		8 2
議案第 4 6 号	河内長野市農林業施設事業分担金条例の改正について		8 3
議案第 4 7 号	河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の改正について		8 6
議案第 4 8 号	河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正について		8 9

議案第 4 9 号	(仮称) 南花台中央公園整備土砂搬出工事請負変更 契約の締結について		9 0
議案第 5 0 号	財産取得について		9 2
議案第 5 1 号	財産取得について		9 4
議案第 5 2 号	財産取得について		9 6
議案第 5 3 号	河内長野市第 6 次総合計画の基本構想を定めること について		9 8

別冊 1 (令和 7 年度各会計補正予算関係)

報告第 2 号

専決処分報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、市長において令和 7 年 3 月 31 日に河内長野市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

専決第 1 号

河内長野市市税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第26号

河内長野市市税条例の一部を改正する条例

河内長野市市税条例（昭和59年河内長野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第80条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第86条第2項中「障害者又は」を「障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第6条の4中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第26条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の河内長野市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第80条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 3 号

専決処分報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において令和 7 年 4 月 3 日に和解並びに損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

専決第 2 号

和解並びに損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 4 月 3 日

河内長野市長 西野 修平

和解並びに損害賠償の額の決定について

令和 7 年 2 月 7 日午後 3 時頃、河内長野市高向 1982 番地の 1 付近において、職員の運転する公用車が、車道の右側にある広場に停車しようとしてハザードランプを点灯したまま右折した際に、公用車を追い越そうとした後方車両と接触した物損事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の主旨

本件事故の責任割合について、市は 9 0 パーセント、相手方は 1 0 パーセントとし、車両修理代金の一部として当方が相手方に 1 2 6 , 5 9 1 円、相手方が当方に 1 , 0 5 6 円を支払い、円満に解決する。

2 損害賠償の額

金 1 2 6 , 5 9 1 円

3 和解並びに損害賠償の相手方

河内長野市北青葉台在住 A

報告第 4 号

令和 6 年度河内長野市一般会計継続費繰越計算書の報告について

令和 6 年度河内長野市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和6年度 河内長野市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の 総 額	令和6年度継続費予算現額			支 出 済 額 及 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国府支出金	地方債	その他
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	(仮称)南花台中央 公園整備事業	円 2,790,036,000	円 1,142,236,000	円 0	円 1,142,236,000	円 53,910,000	円 1,088,326,000	円 1,088,326,000	円 361,100,000	円 498,990,000	円 191,200,000	円 37,036,000
10 教 育 費	5 保 健 体 育 費	学 校 給 食 施 設 整 備 食 事 設 業	円 373,000,000	円 373,000,000	円 0	円 373,000,000	円 133,200,000	円 239,800,000	円 239,800,000	円 62,200,000	円 0	円 177,600,000	円 0

報告第 5 号

令和 6 年度河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

令和 6 年度河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり
調製したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和6年度 河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2総務費	1総務管理費	人事情報総合システム改修事業	1,320,000	1,320,000	0	0	0	0	1,320,000
2総務費	1総務管理費	公共交通網維持費補助事業	50,100,000	50,100,000	0	32,886,964	0	0	17,213,036
2総務費	1総務管理費	高齢者公共交通利用促進事業	52,164,000	52,164,000	0	31,585,708	0	0	20,578,292
2総務費	3戸籍住民基本台帳費	自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト事業	119,830,000	119,830,000	0	119,830,000	0	0	0
3民生費	1社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	436,568,000	69,004,592	0	69,004,592	0	0	0
3民生費	1社会福祉費	障がい福祉サービス等事業所物価高騰対策支援事業	15,300,000	6,650,000	0	4,192,514	0	0	2,457,486
3民生費	1社会福祉費	高齢者サービス事業所等物価高騰対策支援事業	5,050,000	2,000,000	0	1,260,907	0	0	739,093
3民生費	1社会福祉費	介護事業所等物価高騰対策支援事業	22,212,000	12,479,552	0	7,867,774	0	0	4,611,778
3民生費	2児童福祉費	おむつ定期便事業	6,024,000	6,024,000	0	3,797,850	0	0	2,226,150
3民生費	2児童福祉費	保育施設副食費支援事業	42,999,000	42,999,000	0	27,108,860	0	0	15,890,140

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
4衛生費	1保健衛生費	病院等物価高騰対策支援事業	14,645,000	2,350,000	0	1,481,565	0	0	868,435
4衛生費	1保健衛生費	健康管理システム改修事業	935,000	935,000	0	935,000	0	0	0
4衛生費	2清掃費	滝畑湖畔観光レストラン横受水槽更新事業	67,500,000	46,200,000	0	0	34,700,000	0	11,500,000
4衛生費	2清掃費	荒滝キャンプ場配水管布設事業	6,050,000	6,050,000	0	0	4,500,000	0	1,550,000
6農林業費	1農業費	農業者物価高騰対策支援事業	8,177,000	8,076,000	0	5,091,540	0	0	2,984,460
6農林業費	1農業費	ふるさと農道整備事業	22,750,000	22,750,000	0	0	20,400,000	0	2,350,000
7商工費	1商工費	河内長野駅前ロータリー案内板屋根改修事業	10,600,000	10,600,000	0	0	0	0	10,600,000
8土木費	4都市計画費	公園遊具等安全対策事業	9,560,000	9,560,000	0	4,780,000	4,700,000	0	80,000
9消防費	1消防費	避難所生活環境改善事業	39,751,000	39,751,000	0	19,870,000	5,700,000	0	14,181,000
10教育費	1教育総務費	大阪・関西万博児童・生徒体験活動にかかる保護者支援事業	34,719,000	34,627,560	0	21,367,675	0	0	13,259,885
10教育費	2小学校費	小学校大規模改造事業(トイレ整備)	123,061,000	123,061,000	0	22,018,000	101,000,000	0	43,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
10 教 育 費	2 小 学 校 費	加賀田小学校・公民館複合化改修事業	71,280,000	71,280,000	0	14,566,000	56,600,000	0	114,000
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校体育館空調整備事業	115,367,000	115,367,000	0	0	115,300,000	0	67,000
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校大規模改造事業 (トイレ整備)	76,922,000	76,922,000	0	13,761,000	63,100,000	0	61,000
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校大規模改造事業 (エレベーター増築)	147,916,000	147,916,000	0	28,093,000	119,800,000	0	23,000
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校大規模改造事業 (防犯対策工事)	28,601,000	28,601,000	0	6,053,000	22,400,000	0	148,000
10 教 育 費	5 保 健 体 育 費	学校給食支援事業	83,963,000	83,963,000	0	52,934,747	0	0	31,028,253
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 施 設 費	農地・農業用施設災害復旧事業	5,000,000	5,000,000	0	2,067,000	800,000	1,500,000	633,000
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 費	道路橋梁災害復旧事業	26,679,000	26,678,900	0	0	26,600,000	0	78,900
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 費	公共施設災害復旧事業	48,583,000	47,273,500	0	0	47,200,000	0	73,500
合 計			1,693,626,000	1,269,533,104	0	490,553,696	622,800,000	1,500,000	154,679,408

報告第 6 号

令和 6 年度河内長野市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告
について

令和 6 年度河内長野市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり
調製したので、地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項において準用する同令
第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和6年度 河内長野市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行為 予 定 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支 出 済 額	支出未済額			既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国府支出金	地方債	その他		
10 教 育 費	4 社 会 教 育 費	加賀田小学校・ 公民館複合化 改修事業	円 13,231,900	円 0	円 13,231,900	円 0	円 13,231,900	円 0	円 0	円 13,200,000	円 0	円 31,900	近隣住民への騒音 防止対策を講じる 必要が生じたこと や予期せぬコンク リート埋設物が見 つかり処理に時間 を要したことか ら、年度内の完了 ができなくなった ため

報告第 7 号

令和 7 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセン

ターの事業計画並びに予算の報告について

令和 7 年度の公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事業計画並びに予算について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和 7 年度事業計画について

令和 7 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター事業計画について、次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター

理事長 梶井 繁春

令和 7 年度事業計画

I 事業運営方針

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターは、中小企業で働く方々の福利厚生事業を実施しております。会員事業所の皆様方はもとより、市及び商工会など関係機関の協力・連携のもと、中小企業と大企業との福利厚生の規模間格差の更正をめざし、勤労者福祉の向上と地域経済の振興・発展に寄与してまいります。

令和 7 年度におきましても、中小企業を営む事業主及びその中小企業に勤務する勤労者の多様なニーズに応えられるよう努めます。また、今後の事業の充実に努め、働きやすい職場環境づくりを支援し、市内における勤労者福祉の拠点となるよう、会員サービスの向上と適切な管理運営に取り組んでまいります。

II 会員拡大の取組

1. 会員の状況

	令和 4 年度 (実績)	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (11 月 30 日現在)	令和 7 年度 (計画)
入会者数	5 5 人	5 7 人	3 5 人	7 5 人
退会者数	6 2 人	5 7 人	5 5 人	5 0 人
増減	- 7 人	0 人	- 2 0 人	2 5 人
年度末会員数	8 8 5 人	8 8 5 人	8 6 5 人	8 9 0 人
年度末事業所数	1 8 8 所	1 7 8 所	1 7 5 所	1 9 0 所

2. 広報活動

当サービスセンターが持続的・発展的に運営をしていくために、会員拡大は重要課題であります。会員の拡大には、市内中小企業及び勤労者市民に対して、当サービスセンター事業の趣旨及び事業内容等について、広報活動を積極的に推進してまいります。

(1) ラークニュースの発行

事業内容の案内・斡旋等掲載の充実を図り、全ての会員に発送する。
発行部数として毎月 1, 0 0 0 部を発行予定。

(2) ライン公式アカウントの活用

ライン公式アカウントを活用し、会員へ事業案内の周知を図る。

(3) 河内長野市商工会との連携

商工会が発行する「商工会報」に入会案内を掲載する。
商工会会員あての郵送物に当サービスセンター入会案内を同封する。
経営指導員による巡回、窓口指導の際に入会案内を行う。

3. 魅力ある福利厚生サービス事業の展開

新規提携先の開拓等、会員サービスのメニューの増加に努める。

Ⅲ 中小企業勤労者等の福利厚生事業

1. 生活安定事業 【事業費 7,434,000円】

(1) 慶弔給付事業

① 全福ネット慶弔共済給付

会員を対象に、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの全福ネット慶弔共済を活用し、各種祝金、弔慰金、見舞金(収益事業等は※3種類)の慶弔金を給付する。

給付項目	給付事由	金額(円)
結婚祝金※	会員が結婚した場合	20,000
結婚記念祝金※	銀婚祝(25周年)	10,000
	珊瑚婚祝(35周年)	20,000
	金婚祝(50周年)	30,000
子の出生祝金※	会員の子が出生した場合	10,000
子の就学祝金	子の小学校入学	10,000
	子の中学校入学	10,000
傷病休業見舞金	休業14日以上30日未満	10,000
	休業30日以上60日未満	20,000
重度障害見舞金	会員の疾病による重度障害(71歳未満)	100,000
	会員の疾病による重度障害(71歳以上)	50,000
後遺障害見舞金	会員の不慮の事故による後遺障害	4,000～ 100,000
死亡弔慰金	会員の死亡(71歳未満)	100,000
	会員の死亡(71歳以上)	50,000
	配偶者の死亡	50,000
	子の死亡	30,000
	親の死亡	10,000
勤続祝金	勤続10年	10,000
	勤続20年	20,000
	勤続30年	20,000
	勤続40年	30,000
退会餞別金	在会5年以上10年未満	5,000
	在会10年以上	15,000

② 平成20年度以前の旧慶弔給付(平成24年度制度改正に伴う経過措置)

給付項目	給付事由	金額(円)
------	------	-------

退会餞別金	在会 3年以上	3,000
	在会 10年以上	20,000
	在会 15年以上	100,000
	在会 20年以上	200,000

③ 平成21年度以降の新慶弔給付（平成24年度制度改正に伴う経過措置）

給付項目	給付事由	金額（円）
退会餞別金	在会 3年以上	3,000
	在会 10年以上	20,000
	在会 15年以上	30,000
	在会 30年以上	100,000

（2）物資斡旋事業

会員と家族に、家庭用常備薬、通信販売での企画商品等の斡旋を行う。

内 容	利用件数
家庭用常備薬等の斡旋（3月、10月に実施）	100件
通信販売での企画商品の斡旋	100件

2. 老後生活安定事業

独立行政法人勤労者退職金共済機構と連携し、中小企業に働く従業員の老後生活の安定を図ることを目的とした退職金制度「中小企業退職金共済」等の案内・加入斡旋を行う。

3. 余暇活動事業 【事業費 6,883,000円】

（1）レクリエーション事業

会員相互の親睦や、会員及びその家族とのふれあいを深めるため、映画、コンサート、スポーツ等のレクリエーション行事を行う。

① 文化鑑賞事業

ラブリーホールやチケットぴあ等を通じて、コンサート、スポーツ観戦、映画・美術館等、鑑賞券の一部補助を行う。

内 容	利用者数
映画鑑賞券斡旋	350枚
美術館等鑑賞券斡旋	100枚
観劇事業（ラブリーホール、チケットぴあ等）	50枚

② レジャー施設利用助成事業

レジャー施設と法人契約・利用契約を結び、会員等の余暇活動の充実を図る。また、会員と家族には一部利用補助を行う。

内 容	利用者数
関西サイクルスポーツセンター	75人
その他施設	75人

③ その他利用事業

会員と家族に、チケット等の一部利用補助を行う。

内 容	利用者数
Q U Oカード幹旋	100枚
Q U OカードP a y 幹旋	100枚
ジェフグルメカード幹旋	1,200枚
トイカード幹旋	600枚
マックカード幹旋	100枚
ミスタードーナツ商品券幹旋	300枚
風の湯利用券幹旋	1,000枚
サーティワンアイスクリームギフト券幹旋	300枚
ユニクロギフトカード幹旋	100枚
スターバックスカード幹旋	100枚
K O M E C A 幹旋	50枚
その他利用チケット等幹旋	50枚

(2) 大阪府内互助会・共済会・サービスセンター共同事業

個々の互助会・共済会・サービスセンター単独では、予算的人員的に実施が困難な事業への取り組みや既存事業の更なる拡充を図るため、大阪府内20団体により設立された「大阪地区勤労者福祉事業拡充委員会」(愛称:おおきにN e t)に参画し、大阪府内で広域的な展開が見込めるサービス事業の実施を推進する。

- ① おおきにN e t 参画団体が個別に契約しているサービス等を各団体の会員が相互に共同利用できるようネットワークを構築する。
- ② 多様な会員ニーズに応じたイベント事業を企画し、共同開催する。

③ 泉州地域（堺市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市）、南河内地域（藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市）の9市による連絡会議を実施し、南大阪地域に密着した情報の共有化と共同事業の開催を推進する。

④ Cブロック（藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市）の5市による連絡会議を実施し、情報の共有化と共同事業の開催を推進する。

4. 健康管理事業 【事業費 450,000円】

会員の健康維持増進を図るため、人間ドック、生活習慣病予防検診の補助を行うとともに、会員制スポーツクラブやゴルフ場等、健康増進施設の利用や健康管理の推進に向け、利用環境の充実、整備に努め、健康管理に関する事業を行う。

内 容	利用者数
人間ドック補助（35歳以上 年度内1回）	50人
生活習慣病予防検診補助（35歳以上 年度内1回）	20人
スポーツクラブ利用券補助	25人
ゴルフ補助（年度内1回）	50人

5. 宿泊補助事業 【事業費 450,000円】

大手旅行会社、全国のホテル、旅館等と宿泊利用契約を結び、一部利用補助（会員3,000円・年間1泊）を行い、会員等の余暇活動の充実を図る。

内 容	利用者数
宿泊補助（年度内1泊）	150人

6. 自己啓発事業 【事業費 200,000円】

（1）勤労者のスキルアップ事業

市商工会、近隣の互助会・共済会・サービスセンターと連携し、簿記教室、ビジネスマナー講座などの講習会開催を企画し、参加費の一部補助も行い、勤労者の職業能力向上を図る。

（2）文化教養促進事業

文化教養の向上を目的とした通信講座やカルチャーセンター等の、入会金・受講料の割引等を行う。

（3）その他事業

図書カードの一部補助を行い、会員と家族に、一般より安価な価格で斡旋する。

令和 7 年度収支予算について

令和 7 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター収支予算については、別紙「令和 7 年度収支予算」のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター

理事長 梶井 繁春

令和7年度収支予算
(令和7年4月 1 日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
特定資産運用益			
特定資産受取利息	1,000	1,000	0
受取会費			
受取会費	7,476,000	7,644,000	△ 168,000
受取負担金			
受取負担金	6,300,000	6,300,000	0
受取補助金等			
受取市補助金	2,100,000	2,100,000	0
受取民間助成金	3,900,000	4,000,000	△ 100,000
雑収益			
雑収益	10,000	10,000	0
経常収益計	19,788,000	20,056,000	△ 268,000
(2) 経常費用			
事業費			
事務委託費	1,824,000	1,776,000	48,000
旅費交通費	11,000	11,000	0
消耗品費	3,000	3,000	0
印刷製本費	259,000	259,000	0
通信運搬費	421,000	421,000	0
手数料	209,000	201,000	8,000
賃借料	67,000	67,000	0
広報活動費	146,000	146,000	0
負担金	518,000	518,000	0
生活安定事業費	7,434,000	7,630,000	△ 196,000
余暇活動事業費	6,883,000	7,150,000	△ 267,000
健康管理事業費	450,000	300,000	150,000
宿泊補助事業費	450,000	450,000	0
自己啓発事業費	200,000	225,000	△ 25,000
管理費			
報酬費	36,000	36,000	0
事務委託費	456,000	444,000	12,000
旅費交通費	3,000	3,000	0
消耗品費	1,000	1,000	0
印刷製本費	65,000	65,000	0
通信運搬費	106,000	106,000	0
手数料	52,000	50,000	2,000
賃借料	17,000	17,000	0
広報活動費	37,000	37,000	0
負担金	130,000	130,000	0
雑費	10,000	10,000	0
経常費用計	19,788,000	20,056,000	△ 268,000
当期経常増減額	0	0	0

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高 ※	34,589,612	36,728,510	△ 2,138,898
一般正味財産期末残高	34,589,612	34,589,612	0
Ⅱ 当期指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高 ※	5,000,000	5,000,000	0
指定正味財産期末残高	5,000,000	5,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	39,589,612	39,589,612	0

※ 一般正味財産期首残高・指定正味財産期首残高の当年度は、令和5年度決算額です。
前年度は、令和4年度決算額です。

令和7年度収支予算内訳表

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取 引控除	合計
	勤労者の総合的 な福祉の向上を 目的とする事業	祝金給付事業			
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	1,000	0	0	0	1,000
特定資産運用益					
特定資産受取利息	1,000	0	0	0	1,000
受取会費					
受取会費	5,233,000	748,000	1,495,000	0	7,476,000
受取負担金					
受取負担金	6,300,000	0	0	0	6,300,000
受取補助金等					
受取市補助金	2,100,000	0	0	0	2,100,000
受取民間助成金	3,370,000	530,000	0	0	3,900,000
雑収益					
雑収益	10,000	0	0	0	10,000
経常収益計	17,015,000	1,278,000	1,495,000	0	19,788,000
(2) 経常費用					
事業費	17,597,000	1,278,000	0	0	18,875,000
事務委託費	1,596,000	228,000	0	0	1,824,000
旅費交通費	11,000	0	0	0	11,000
消耗品費	2,000	1,000	0	0	3,000
印刷製本費	227,000	32,000	0	0	259,000
通信運搬費	368,000	53,000	0	0	421,000
手数料	183,000	26,000	0	0	209,000
賃借料	59,000	8,000	0	0	67,000
広報活動費	128,000	18,000	0	0	146,000
負担金	454,000	64,000	0	0	518,000
生活安定事業費	6,586,000	848,000	0	0	7,434,000
余暇活動事業費	6,883,000	0	0	0	6,883,000
健康管理事業費	450,000	0	0	0	450,000
宿泊補助事業費	450,000	0	0	0	450,000
自己啓発事業費	200,000	0	0	0	200,000
管理費	0	0	913,000	0	913,000
報酬費	0	0	36,000	0	36,000
事務委託費	0	0	456,000	0	456,000
旅費交通費	0	0	3,000	0	3,000
消耗品費	0	0	1,000	0	1,000
印刷製本費	0	0	65,000	0	65,000
通信運搬費	0	0	106,000	0	106,000
手数料	0	0	52,000	0	52,000
賃借料	0	0	17,000	0	17,000
広報活動費	0	0	37,000	0	37,000
負担金	0	0	130,000	0	130,000
雑費	0	0	10,000	0	10,000
経常費用計	17,597,000	1,278,000	913,000	0	19,788,000
当期経常増減額	△ 582,000	0	582,000	0	0

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取 引控除	合計
	勤労者の総合的 な福祉の向上を 目的とする事業	祝金給付事業			
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	582,000	0	△ 582,000	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0
※ 一般正味財産期首残高	32,315,267	0	2,274,345	0	34,589,612
一般正味財産期末残高	32,315,267	0	2,274,345	0	34,589,612
Ⅱ 当期指定正味財産増減の部					
※ 指定正味財産期首残高	5,000,000	0	0	0	5,000,000
指定正味財産期末残高	5,000,000	0	0	0	5,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	37,315,267	0	2,274,345	0	39,589,612

※ 一般正味財産期首残高・指定正味財産期首残高は、令和5年度決算額です。

事業 年度	自	令和 7 年 4 月 1 日	法人コード	A005601
	至	令和 8 年 3 月 3 1 日	法人名	公益財団法人 河内長野市勤労者福祉サービスセンター

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入れの予定		なし	
事業番号	借入先	金額	使途
		円	

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		なし	
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入 の予定額	資金調達方法又は 取得資金の使途
		円	

報告第 8 号

令和 7 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画

並びに予算の報告について

令和 7 年度の公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和 7 年度事業計画について

令和 7 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団事業計画については、
別紙「令和 7 年度事業計画書」のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市文化振興財団

理事長 柴 理梨亜

公益財団法人 河内長野市文化振興財団

令和7年度 事業計画書

河内長野市における芸術文化活動を総合的に振興することにより、創造性豊かで活力と潤いに満ちた住みよい地域社会の形成に寄与することを目的に以下の事業を実施してまいります。

I. 地域の芸術文化の振興を図る事業（公益目的事業）

【事業の構成】

1. 河内長野発の優れた舞台芸術作品を創造し発信する事業（創造発信型事業）
2. 市民との協働により芸術文化を創造する事業（市民参画型事業）
3. 年間を通じて行う長期ワークショップ型事業（教室運営型事業）
4. 地域の芸術家を発掘し育成する事業（芸術家育成型事業）
5. 多種多様な芸術文化に出会う機会を提供する事業（芸術文化普及型事業）
6. アーティストの派遣を通じて芸術文化に触れる機会を創出する事業（アウトリーチ事業）
7. 地域の芸術文化活動を多様な角度から支援する事業（芸術文化活動活性化支援事業）

【事業の内容】

1. 河内長野発の優れた舞台芸術作品を創造し発信する事業（創造発信型事業）
河内長野発の優れた舞台芸術の創造発信を目的に以下の事業を実施します。

公 演 日	公 演 名	会 場
8 月 10 日（日）	ラブリーホール・オリジナル・ミュージカル vol. 14 ヤエクの森 2025	大ホール

2. 市民との協働により芸術文化を創造する事業（市民参画型事業）

鑑賞するだけでなく、実際に舞台に立つことや企画運営に参加する事で、市民が文化に直接触れ、ひとと人をつなぐ機会をより積極的に創出することを目的に以下の事業を実施します。

公 演 日	公 演 名	会 場
6 月 29 日（日）	河内長野ラブリーホール合唱団演奏会 ヘンデル作曲「ユダス・マカベウス」	大ホール
10 月 13 日 （月・祝）	「ラブリーハロウィーン in かわちながの 2025」 仮装!?ファミリーコンサート 他	大ホール 他

12月2日（火） ～25日（木）	ラブリーホール・クリスマスイルミネーション2025	ラブリーホール前 他
調整中	Make Us One ゴスペルコンサート	小ホール
通 年	ロビー展示	市民プラザ

3. 年間を通じて行う長期ワークショップ型事業（教室運営型事業）

年間を通じ継続的に芸術文化に触れる機会を提供することを目的に、ラブリーホールの特徴的事業である教室運営型事業を以下のとおり実施します。

通常レッスンに加え、参加者の更なるステップアップを図るための発表の場を設けます。

開 催 期 間	教 室 名	会 場
通 年	「ラブリーホール・ミュージカルスクール」	大ホール・舞台 他
通 年	「Andre のこぎり音楽教室」	大ホール ホワイエ 他
通 年	「大森ヒデノリ フィドル教室&伝統音楽教室」	大ホール 舞台 他
9月28日（日）	「フィドル教室&伝統音楽教室」発表会	大ホール
【令和8年】 2月8日（日）	ミュージカルスクール「歌とダンスの発表会」	大ホール
【令和8年】3月	「Andre のこぎり音楽教室」発表会	大ホール ホワイエ 他
【令和8年】3月	「フィドル教室&伝統音楽教室」発表会	大ホール

4. 地域の芸術家を発掘し育成する事業（芸術家育成型事業）

地域のアーティストを発掘・育成し、アーティストに発表の場を提供するとともに、地域に紹介することを目的に以下の事業を実施します。

公 演 日	公 演 名	会 場
6月22日（日）	ラブリーホール新人演奏会 2025	大ホール
調整中	<ロビーコンサート シリーズ> 2公演	大ホール ホワイエ

5. 多種多様な芸術文化に出会う機会を提供する事業（芸術文化普及型事業）

ホールにお越しいただき、文化の根源的な楽しさや多様性を体感していただくことを目的に、カジュアルなクラシックコンサートからエンターテインメントまで幅広いジャンルの公演を実施いたします。

公 演 日	公 演 名	会 場
4 月 12 日（土）	石田組コンサートツアー2025	大ホール
4 月 13 日（日） 7 月 13 日（日） 11 月 16 日（日） 【令和 8 年】 1 月 18 日（日）	<カフェ・コンチェルト 25-26> vol.1「Tres Colores Del TANGO」 vol.2「Irish Band Patrick's」 vol.3「Wa fusion JAZZ」 vol.4「Ethnic Session」	大ホール
4 月 25 日（金） 他	<ラブリー名画座 シリーズ> 「劇場版 アナウンサーたちの戦争」 他 5 作品 上映予定	小ホール
5 月 3 日 （土・祝）	中村壱太郎 講演会	小ホール
5 月 17 日（土）	おどろき！はっけん！たのしい！ カラフルくらしっく LIVE!!	小ホール
5 月 29 日（木） 他	<シネマ de ラブリー シリーズ> 「侍タイムスリッパ」 他 5 作品 上映予定	大ホール
6 月 8 日（日）	ドラゴンクエスト スペシャルコンサート 「交響組曲ドラゴンクエストVI 幻の大地」	大ホール
8 月 19 日（火）	リアル恐竜ショー	大ホール
8 月 23 日（土）	最強!!歌まねライブ 2025	大ホール
9 月 20 日（土）	南河内 JAZZ フェスティバル 2025	小ホール
【令和 8 年】 2 月 14 日（土）	公共ホール音楽活性化支援事業	小ホール
【令和 8 年】 3 月 20 日 （金・祝）	大阪フィルハーモニー交響楽団 河内長野演奏会	大ホール
調整中	大阪交響楽団無料公開リハーサル	大ホール

調整中	第 72 回らぶりい寄席	小ホール
調整中	鑑賞型コンサート	大ホール
調整中	鑑賞型コンサート	大ホール

6. アーティストの派遣を通じて芸術文化に触れる機会を創出する事業(アウトリーチ事業)

アウトリーチ事業では、興味・関心がないと触れる機会の少ない「芸術・文化」に子どもたちから間近で触れる機会を提供します。そして、アウトリーチでの経験が与える感動や関心によって個々の価値観や感性を磨くきっかけを与え、素直で感性豊かな子どもを育み、地域を活性化することを目的とします。

7. 地域の芸術文化活動を多様な角度から支援する事業（芸術文化活動活性化支援事業）

地域の芸術文化活動を支援することにより、健全な地域社会の発展を目的に以下の事業を実施します。

(1) 河内長野市文化連盟との協働

自ら芸術文化活動を行う市民の団体である河内長野市文化連盟の事務局を当財団に置き、地域文化の振興を目指した協働体制を推進します。「第 7 1 回河内長野市文化祭」〔10月30日(木)～11月9日(日)〕を、河内長野市文化連盟、河内長野市に当財団を加えた三者主催事業として実施します。また、文化連盟独自事業「夏休み子ども体験教室」等の実施をサポートします。

(2) 自主的な芸術文化活動支援のための共催事業

財団と主催者が共催により芸術文化振興事業を実施することで、市民により多くの鑑賞機会を提供し地域の芸術文化の振興に役立てることを目的とします。令和 7 年度は、以下の事業を実施予定です。

公 演 日	公演名 及び 主催者名	会 場
6 月 1 日（日）	河内長野フィルハーモニック 第 7 回定期演奏会 主催：河内長野フィルハーモニック	大ホール

(3) 芸術系大学とのインターンシップ

芸術系大学の学生を受け入れ、当財団の様々な業務を体験することで授業では経験できない実学の機会を提供し、芸術文化及び教育に携わる人材の育成に努めます。

(4) 地域の芸術文化の収集及び発信事業

「ラブリーニュース」や「ホームページ」「施設利用案内パンフレット」を活用した広報等により、財団の事業を広く周知します。また、ラブリーホール公式 SNS

S（「Facebook」「X」「Instagram」）を積極活用し、公演情報のみならず自主制作公演の練習風景や、公演終了後のイベントリポートなどを交えてタイムリーな情報発信を行い、当財団の実施する様々な芸術文化事業をより身近に感じていただけるよう努めます。

(5) 地域の文化芸術活動や地域社会の健全な発展を目的とする活動の場の提供

市民の自主的な芸術文化活動の場として、また語学や歴史などの学習、福祉、人権、まちづくり、自治会、教育活動、あるいは健康増進活動といった地域社会を健全に維持増進する活動の場の提供を目的に、「ラブリーホール」の指定管理者として、施設の貸出に関する利用の許可、維持管理に関する業務を行います。

(6) 各種文化事業のチケット販売

地域の文化活動を支援するとともに、市民に芸術文化に触れる機会を提供することを目的とし、「ラブリーホール」を利用して行われる地域の芸術文化事業及び、近隣文化施設において実施される芸術文化事業のチケットを販売します。

(7) 大阪・関西万博における河内長野市主催事業への協力

「大阪・関西万博 大阪ウィーク～秋～」において、河内長野市主催により開催される「奥河内音絵巻 2025『日月山水タイムマシン』」の実施に協力します。

公 演 日	公 演 名	会 場
9月6日（土）～ 7日（日）	奥河内音絵巻 2025「日月山水タイムマシン」 （大阪・関西万博 大阪ウィーク～秋～）	E X P O ホール

(8) 中学校音楽フェスティバル（仮称）の開催支援

河内長野市立中学校校長会との協働により、河内長野市内の子どもたちに発表の場を提供することを目的として、「中学校音楽フェスティバル（仮称）」の開催を支援します。

公 演 日	公 演 名	会 場
7月19日（土）	中学校音楽フェスティバル（仮称）	大ホール

Ⅱ. 地域の芸術文化の振興に資する事業（収益事業）

事業利益を公益目的事業実施費用に充当することを目的に、以下の事業を実施します。

【事業の構成】

1. 公益目的外利用にかかる施設の貸与
2. レストランの運営
3. 友の会運営
4. その他事業の実施

【事業の内容】

1. 公益目的外利用にかかる施設の貸与

物品の展示販売などの営利活動を主目的とした施設利用については、その他の目的での施設利用に比べ、割高な利用料金を設定し貸し出しを行います。

2. レストランの運営

現在休止中の館内レストラン施設について、再開またはスペースの有効活用方法について検討してまいります。

3. 友の会運営

ラブリーホール「Lカード」友の会を運営し、広く会員を募ります。会員特典として、主催公演の割引販売や、ポイント還元サービス等を展開し文化振興事業への参加者増につなげます。

4. その他事業の実施

(1) 自動販売機の設置

(2) 有料ロッカーの貸与

(3) コピーサービス等の実施

(4) 広告掲載事業

- ・ 情報紙「ラブリーニュース」への有料広告掲載を募ります。

令和 7 年度収支予算について

令和 7 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団収支予算については、
別紙「令和 7 年度収支予算書」のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市文化振興財団

理事長 柴 理梨亜

収支予算書

令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	(580,000)	(580,000)	(0)
基本財産受取利息	580,000	580,000	0
特定資産運用益	(27,000)	(1,000)	(26,000)
特定資産受取利息	27,000	1,000	26,000
文化会館事業収益	(109,501,000)	(117,043,000)	(△7,542,000)
利用料収益	50,000,000	50,000,000	0
入場料収益	38,872,000	44,893,000	△6,021,000
参加料収益	7,426,000	7,140,000	286,000
負担金収益	1,200,000	1,550,000	△350,000
物品販売収益	436,000	436,000	0
広告料収益	920,000	720,000	200,000
レストラン事業収益	0	3,004,000	△3,004,000
受取会費	1,275,000	1,275,000	0
手数料収益	9,372,000	8,025,000	1,347,000
指定管理料収益	(214,131,000)	(204,591,000)	(9,540,000)
指定管理料収益	214,131,000	204,591,000	9,540,000
受取助成金	(3,100,000)	(5,800,000)	(△2,700,000)
受取助成金	3,100,000	5,800,000	△2,700,000
受取寄附金	(400,000)	(300,000)	(100,000)
受取寄附金	400,000	300,000	100,000
雑収益	(50,000)	(50,000)	(0)
雑収益	50,000	50,000	0
経常収益計	327,789,000	328,365,000	△576,000
(2) 経常費用			
文化会館事業費	(327,676,000)	(322,991,000)	(4,685,000)
給料手当	69,499,000	62,276,000	7,223,000
臨時雇賃金	10,971,000	9,400,000	1,571,000
賞与引当金繰入額	5,703,000	5,254,000	449,000
法定福利厚生費	13,673,000	12,320,000	1,353,000
福利厚生費	487,000	493,000	△6,000
退職給付費用	4,038,000	2,219,000	1,819,000
中退共掛金	1,351,000	1,339,000	12,000
会議費	30,000	30,000	0
旅費	330,000	380,000	△50,000
減価償却費	1,266,000	1,030,000	236,000
通信運搬費	5,383,000	5,317,000	66,000
消耗品費	3,568,000	3,942,000	△374,000
印刷製本費	5,659,000	6,089,000	△430,000
修繕費	2,000,000	2,000,000	0
賃借料	28,792,000	30,265,000	△1,473,000
光熱水費	26,096,000	25,588,000	508,000
保険料	444,000	447,000	△3,000
手数料	3,042,000	3,050,000	△8,000
調査費	116,000	121,000	△5,000
租税公課	10,454,000	9,392,000	1,062,000
著作権料	1,330,000	1,565,000	△235,000
委託費	131,388,000	138,133,000	△6,745,000
広告宣伝費	1,613,000	1,898,000	△285,000
負担金	443,000	443,000	0

収支予算書

令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
管理費	(4,131,000)	(4,640,000)	(△509,000)
給料手当	1,491,000	1,926,000	△435,000
賞与引当金繰入額	122,000	162,000	△40,000
法定福利厚生費	266,000	346,000	△80,000
福利厚生費	10,000	15,000	△5,000
退職給付費用	87,000	69,000	18,000
中退共掛金	29,000	41,000	△12,000
役員報酬	400,000	395,000	5,000
会議費	75,000	75,000	0
渉外費	80,000	80,000	0
通信運搬費	37,000	31,000	6,000
消耗品費	10,000	10,000	0
保険料	74,000	74,000	0
手数料	6,000	6,000	0
租税公課	123,000	189,000	△66,000
委託費	633,000	533,000	100,000
負担金	688,000	688,000	0
経常費用計	331,807,000	327,631,000	4,176,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△4,018,000	734,000	△4,752,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△4,018,000	734,000	△4,752,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△4,018,000	734,000	△4,752,000
法人税、住民税及び事業税	780,000	923,000	△143,000
当期一般正味財産増減額	△4,798,000	△189,000	△4,609,000
一般正味財産期首残高	133,920,000	127,122,000	6,798,000
一般正味財産期末残高	129,122,000	126,933,000	2,189,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産期末残高	200,000,000	200,000,000	0
III 正味財産期末残高	329,122,000	326,933,000	2,189,000

収支予算書内訳表

令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
	地域の芸術文化の振興を図る事業	地域の芸術文化の振興に資する事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	(290,000)	(0)	(290,000)		(580,000)
基本財産受取利息	290,000	0	290,000		580,000
特定資産運用益	(0)	(0)	(27,000)		(27,000)
特定資産受取利息	0	0	27,000		27,000
文化会館事業収益	(101,189,000)	(8,462,000)		(△150,000)	(109,501,000)
利用料収益	45,135,000	5,015,000		△150,000	50,000,000
入場料収益	38,872,000	0			38,872,000
参加料収益	7,426,000	0			7,426,000
負担金収益	1,200,000	0			1,200,000
物品販売収益	436,000	0			436,000
広告料収益	20,000	900,000			920,000
レストラン事業収益	0	0			0
受取会費	0	1,275,000			1,275,000
手数料収益	8,100,000	1,272,000			9,372,000
指定管理料収益	(195,935,000)	(16,018,000)	(2,178,000)		(214,131,000)
指定管理料収益	195,935,000	16,018,000	2,178,000		214,131,000
受取助成金	(3,100,000)	(0)	(0)		(3,100,000)
受取助成金	3,100,000	0	0		3,100,000
受取寄附金	(400,000)	(0)	(0)		(400,000)
受取寄附金	400,000	0	0		400,000
雑収益	(0)	(0)	(50,000)		(50,000)
雑収益	0	0	50,000		50,000
経常収益計	300,914,000	24,480,000	2,545,000	△150,000	327,789,000
(2) 経常費用					
文化会館事業費	(308,147,000)	(19,529,000)			(327,676,000)
給料手当	65,807,000	3,692,000			69,499,000
臨時雇賃金	10,248,000	723,000			10,971,000
賞与引当金繰入額	5,400,000	303,000			5,703,000
法定福利厚生費	12,923,000	750,000			13,673,000
福利厚生費	461,000	26,000			487,000
退職給付費用	3,823,000	215,000			4,038,000
中退共掛金	1,279,000	72,000			1,351,000
会議費	28,000	2,000			30,000
旅費	323,000	7,000			330,000
減価償却費	1,139,000	127,000			1,266,000
通信運搬費	4,391,000	992,000			5,383,000
消耗品費	3,368,000	200,000			3,568,000
印刷製本費	5,481,000	178,000			5,659,000
修繕費	1,800,000	200,000			2,000,000
賃借料	28,525,000	267,000			28,792,000
光熱水費	23,486,000	2,610,000			26,096,000
保険料	402,000	42,000			444,000
手数料	2,866,000	176,000			3,042,000
調査費	116,000	0			116,000
租税公課	9,342,000	1,112,000			10,454,000
著作権料	1,330,000	0			1,330,000
委託費	123,553,000	7,835,000			131,388,000
広告宣伝費	1,613,000	0			1,613,000
負担金	443,000	0			443,000

収支予算書内訳表

令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
	地域の芸術文化の振興を図る事業	地域の芸術文化の振興に資する事業			
管理費			(4,281,000)	(△150,000)	(4,131,000)
給料手当			1,491,000		1,491,000
賞与引当金繰入額			122,000		122,000
法定福利厚生費			266,000		266,000
福利厚生費			10,000		10,000
退職給付費用			87,000		87,000
中退共掛金			29,000		29,000
役員報酬			400,000		400,000
会議費			75,000		75,000
渉外費			80,000		80,000
通信運搬費			37,000		37,000
消耗品費			10,000		10,000
賃借料			150,000	△150,000	0
保険料			74,000		74,000
手数料			6,000		6,000
租税公課			123,000		123,000
委託費			633,000		633,000
負担金			688,000		688,000
経常費用計	308,147,000	19,529,000	4,281,000	△150,000	331,807,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△7,233,000	4,951,000	△1,736,000	0	△4,018,000
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△7,233,000	4,951,000	△1,736,000	0	△4,018,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	2,353,000	△4,089,000	1,736,000	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△4,880,000	862,000	0	0	△4,018,000
法人税、住民税及び事業税		780,000			780,000
当期一般正味財産増減額	△4,880,000	82,000	0	0	△4,798,000
一般正味財産期首残高	48,726,000	29,130,000	56,064,000	0	133,920,000
一般正味財産期末残高	43,846,000	29,212,000	56,064,000	0	129,122,000
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	0	100,000,000	0	200,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000	0	100,000,000	0	200,000,000
III 正味財産期末残高	143,846,000	29,212,000	156,064,000	0	329,122,000

事業	自	令和7年4月1日	法人コード	A006802
年度	至	令和8年3月31日	法人名	公益財団法人河内長野市文化振興財団

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借り入れの予定		なし	
事業番号	借入先	金額	使途
		円	

(1) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		なし	
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入 の予定額	資金調達方法又は 取得資金の使途
		円	

報告第 9 号

令和 7 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業計画

並びに予算の報告について

令和 7 年度の公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業計画並びに予算について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和 7 年度事業計画について

令和 7 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業計画について、次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市公園緑化協会

理事長 梶井 繁春

令和 7 年度事業計画

令和 7 年度は、公益財団法人となって 13 年目の年を迎えます。

公益財団法人として認定された「市民との協働による都市の緑化推進及び地域での主要な緑を形成する公園・緑地、街路樹等を管理する」ことを通して、公益目的事業を主たる柱として、市民がうるおいとやすらぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現を目指し、以下の事業を実施します。

1. 緑の普及啓発事業（緑化推進総合事業）

緑化推進並びにその拠点となる公園などについての情報を発信し、緑についての理解を広めます。また、講習会、講演会、緑化相談を開催することで緑についての学習機会を提供して理解を深めるとともに、地域での緑化活動を推進する人材を育成します。そして、各地域の住民と協力して緑化活動を促進し、市民による緑の街づくりを推進します。

（1）緑の情報発信

①情報冊子「パーク & グリーンライフ」の発行

発行部数 1,000部 年1回発行し、公共施設等に配布します。

②インターネットでの公園緑化情報等の発信

協会ホームページを随時更新し、①の情報紙や、開花状況などタイムリーな情報の発信に努めます。

(2) 緑の学習機会の提供及び人材育成

①緑化相談の実施

寺ヶ池公園管理事務所で、地域緑化や家庭園芸の相談を受け付けます。

相談は協会職員等が対応します。

②公園緑化文庫の運営

寺ヶ池公園管理事務所に所蔵している公園、緑化関係の図書を一般の閲覧に供するとともに、図書を充実し、インターネットの紹介と併せて利用の促進を図ります。

③緑化講演会の開催

花や緑の分野に詳しい著名人を講師に招き、緑化活動への参加意識を高めるための講演会を開催します。

④講習会の開催

年数回「ガーデニング教室」を開催するほか、概ね月1回「フラワーデザイン」や正月前の「ミニ門松づくり」などの講習会を開催します。また、随時、市民からの要望により、地域の自治会館などに協会職員を講師として派遣して園芸教室等を開催します。

⑤ボランティア団体との連携

地域緑化や公園管理作業に取り組むボランティア団体との連携を図ります。

・寺ヶ池公園を拠点とする団体「花づくりボランティア花の精」

活動内容 公園花壇の維持管理、公園イベントでの参加協力、

ボランティア体験プログラムの実施など

- ・烏帽子形公園を拠点とする団体「烏帽子里山保全クラブ」

活動内容 風致公園である烏帽子形公園のほか南花台第9
緑地での雑木林及び竹林の保全、公園イベントで
の参加協力、協会共催による「ミニ竹かご工作教室」などの講習会開催

- ・都市緑地を拠点とする団体「NPO法人森林ボランティアトモロス」

活動内容・美加の台第10緑地での放置竹の伐採や樹木間
伐などの里山再生

- ・市民協働モデル事業の実施

上原環境緑地にてアドプトフォレスト事業を実施

2. 緑と生き物を育む街づくり事業（地域緑化促進事業）

地域で活動する団体や市と連携し、緑を育みます。また、地域に
自生する特有の蝶や植物を緑化の象徴として取り入れ、地域に根差
した緑化を推進します。

（1）地域の緑を育むための事業（その1支援を中心とした事業）

①緑化用花苗の提供

公共的な施設に花壇用の花苗を年2回提供し、地域の緑化を
促進します。

提供時期 5月、11月

提供施設 河内長野市役所をはじめ市内の郵便局、公民館など 37 施設

提供花苗 約 12,000 本（寺ヶ池公園に設置した温室で栽培）

②緑化用資材の提供

市民に花壇用花苗等を安価で提供し、市民による緑化活動を促進します。

③「ふれあい花壇」への助成

自治会等を単位とした「ふれあい花壇」を設置し、住民による緑化活動に対し花苗提供などの支援をすることで地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

認定団体 34 団体

提供資材 花苗年 2 回約 25,000 本 リサイクル堆肥、肥料等

（２）地域の緑を育むための事業（その 2 協会が主体となる事業）

①街路樹を育むための事業

剪定、刈り込み、除草、補植など街路樹の手入れ

河内長野市道 94 箇所

②主要駅前花壇の管理

除草、灌水、植え替えなど駅前花壇の手入れ

駅前花壇 3 箇所（河内長野駅前、千代田駅前、三日市町駅前）

③保護樹木の啓発保全

河内長野市の指定保護樹木を協会ホームページ等で紹介し、市民の保全に対する関心を高めます。

河内長野市指定保護樹木 4件

(3) 地域に根差したエコ緑化

地元に自生する植物を緑化に取り入れるなど、河内長野の地域特性を活かした緑化を進めます。また、緑化管理作業によって発生した剪定枝や刈草などの廃材をリサイクル活用して堆肥を製造し、これを地元の緑化活動に還元します。

① リサイクル堆肥「そだちのもと」の安価での販売

販売量 50トン(20kg 2,500袋)

② 蝶の舞うまちづくりの推進

蝶の飛来度を地域緑化のバロメーターとして位置づけ、自生植物を主とした蝶の食草・食樹や吸蜜源植物を計画的に植栽し、蝶の舞う自然あふれる街づくりを推進します。

③ 特定緑化推進植物の育成と普及

特定緑化推進植物にアジサイ、ヒラドツツジ等を選定し、その普及に努めます。

3. 人と公園をつなぐマネジメント事業(公園等利用促進事業)

公園を住民の集う活動の場として、また、地域における主要な緑地として整備するとともに、イベントの開催などにより公園の利用を促進します。

(1) 快適な公園を整備するための事業

市と連携して公園、緑地を一元的に管理し、住民活動の拠点として、また、地域における主要な緑空間として整備します。

河内長野市の公園、緑地の施設の保守・点検

公園・緑地等 279箇所

①公園・緑地の緑を育むための事業

・植物管理業務

除草、剪定、刈り込みなどの植物の手入れ

・樹林管理業務

下草刈り、間伐などの樹林地の手入れ

・公園花壇管理業務

花の植え替え、灌水など公園花壇の手入れ 14箇所

・支障木伐採業務

障害木、枯木、放置竹の伐採

②公園の安全管理

・清掃業務

広場やトイレなどの日常的な清掃及び砂場の清掃

・施設保全業務

遊具、照明灯、トイレなどの公園施設の点検、修繕

③市民参加による事業推進

・市民協働による公園種別毎の利活用促進事業

自然の風景を享受する「風致公園」や地域に密着した「街区公園」など、公園種別毎に利用目的が異なることから、学識経験者や公園利用者等で構成される管理運営委員会を開催し、公

園の利活用を促進します。

- ・公園利用環境の充実

公園利用者のニーズに対応した快適な公園利用環境の整備を進めます。

④公園の利用案内

- ・ホームページに随時、利用情報を掲載
- ・公園の利用案内、相談、指導、要望等の受付
- ・公園内制限行為の申請受付、許可の事務及び公園使用料の徴収事務 年間約 170件

4. その他公益目的を達成するために必要な事業

(1) 公園の利便性を高める事業

主要公園に設置した缶入りその他飲料の自動販売機により、公園利用者に快適で便利な利用環境を提供します。

自動販売機数量 4基

(2) 公共的施設の緑を育む事業

市役所庁舎、第2清掃工場などの除草、剪定、刈り込みなど植物の手入れ

令和 7 年度収支予算について

(総則)

第 1 条 令和 7 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会一般会計収支予算は、次のとおり定めるところによる。

(収支予算)

第 2 条 収支予算額は収入 2 6 2 , 2 6 4 千円、支出 2 6 2 , 2 6 4 千円と定める。

2 収支予算の科目区分及び当該区分ごとの金額は、収支予算書による。

令和 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市公園緑化協会

理事長 榊井 繁春

収支予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	4,843,000	4,530,000	313,000
事業収益			
緑化事業収益	1,010,000	1,060,000	△ 50,000
公園管理事業受託収益	205,874,000	201,981,000	3,893,000
街路樹管理事業受託収益	45,210,000	42,999,000	2,211,000
植物管理事業受託収益	4,333,000	4,294,000	39,000
受取寄付金			
受取寄付金	10,000	10,000	0
募金収益	5,000	0	5,000
雑収益			
受取利息	10,000	10,000	0
雑収益	969,000	869,000	100,000
経常収益計	262,264,000	255,753,000	6,511,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	0	8,000	△ 8,000
給料手当	34,561,000	33,587,000	974,000
賞与引当金繰入額	2,140,000	2,262,000	△ 122,000
退職給付費用	1,151,000	1,570,000	△ 419,000
福利厚生費	4,640,000	5,665,000	△ 1,025,000
旅費交通費	25,000	25,000	0
通信運搬費	308,000	289,000	19,000
減価償却費	542,000	255,000	287,000
消耗什器備品費	218,000	150,000	68,000
消耗品費	5,038,000	5,151,000	△ 113,000
原材料費	270,000	270,000	0
修繕費	4,647,000	4,428,000	219,000
印刷製本費	111,000	111,000	0
燃料費	820,000	820,000	0
光熱水料費	5,181,000	8,491,000	△ 3,310,000
賃借料	1,214,000	1,214,000	0
保険料	1,193,000	1,215,000	△ 22,000
諸謝金	383,000	383,000	0
租税公課	4,574,000	4,676,000	△ 102,000
支払負担金	439,000	466,000	△ 27,000
委託費	182,565,000	171,254,000	11,311,000
支払助成金	540,000	540,000	0
支払手数料	9,254,000	10,310,000	△ 1,056,000
雑費	25,000	25,000	0
管理費			
役員報酬	384,000	400,000	△ 16,000
給料手当	1,137,000	1,202,000	△ 65,000
賞与引当金繰入額	73,000	88,000	△ 15,000

科目	当年度	前年度	増減
退職給付費用	39,000	63,000	△ 24,000
福利厚生費	153,000	205,000	△ 52,000
旅費交通費	6,000	6,000	0
通信運搬費	12,000	12,000	0
減価償却費	5,000	2,000	3,000
消耗什器備品費	12,000	10,000	2,000
消耗品費	14,000	15,000	△ 1,000
修繕費	9,000	7,000	2,000
燃料費	8,000	8,000	0
賃借料	100,000	100,000	0
保険料	190,000	189,000	1,000
租税公課	14,000	12,000	2,000
支払負担金	3,000	3,000	0
支払手数料	256,000	256,000	0
雑費	10,000	10,000	0
経常費用計	262,264,000	255,753,000	6,511,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	52,633,261	50,435,837	2,197,424
一般正味財産期末残高	52,633,261	50,435,837	2,197,424
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高	302,032,429	300,449,229	1,583,200
指定正味財産期末残高	302,032,429	300,449,229	1,583,200
III 正味財産期末残高	354,665,690	350,885,066	3,780,624

収支予算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	2,422,000		2,421,000		4,843,000
事業収益					
緑化事業収益	1,010,000				1,010,000
公園管理事業受託収益	205,874,000				205,874,000
街路樹管理事業受託収益	45,210,000				45,210,000
植物管理事業受託収益		4,333,000			4,333,000
受取寄付金					
受取寄付金	10,000				10,000
募金収益	5,000				5,000
雑収益					
受取利息			10,000		10,000
雑収益		969,000			969,000
経常収益計	254,531,000	5,302,000	2,431,000	0	262,264,000
(2) 経常費用					
事業費					
役員報酬					0
給料手当	31,112,000	3,449,000			34,561,000
賞与引当金繰入額	1,983,000	157,000			2,140,000
退職給付費用	1,036,000	115,000			1,151,000
福利厚生費	4,176,000	464,000			4,640,000
旅費交通費	25,000				25,000
通信運搬費	293,060	14,940			308,000
減価償却費	465,000	77,000			542,000
消耗什器備品費	206,000	12,000			218,000

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
消耗品費	5,022,000	16,000			5,038,000
原材料費	270,000				270,000
修繕費	4,512,000	135,000			4,647,000
印刷製本費	101,000	10,000			111,000
燃料費	696,000	124,000			820,000
光熱水料費	4,881,000	300,000			5,181,000
賃借料	1,173,000	41,000			1,214,000
保険料	1,004,000	189,000			1,193,000
諸謝金	383,000				383,000
租税公課	4,552,000	22,000			4,574,000
支払負担金	424,000	15,000			439,000
委託費	182,565,000				182,565,000
支払助成金	540,000				540,000
支払手数料	9,222,000	32,000			9,254,000
雑費	25,000				25,000
管理費					
役員報酬			384,000		384,000
給料手当			1,137,000		1,137,000
賞与引当金繰入額			73,000		73,000
退職給付費用			39,000		39,000
福利厚生費			153,000		153,000
旅費交通費			6,000		6,000
通信運搬費			12,000		12,000
減価償却費			5,000		5,000
消耗什器備品費			12,000		12,000
消耗品費			14,000		14,000
修繕費			9,000		9,000
燃料費			8,000		8,000
賃借料			100,000		100,000
保険料			190,000		190,000
租税公課			14,000		14,000

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
支払負担金			3,000		3,000
支払手数料			256,000		256,000
雑費			10,000		10,000
経常費用計	254,666,060	5,172,940	2,425,000	0	262,264,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 135,060	129,060	6,000	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0		0
特定資産評価損益等	0	0	0		0
投資有価証券評価損益等	0	0	0		0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 135,060	129,060	6,000	0	0
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	40,530	△ 88,530	48,000	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 94,530	40,530	54,000	0	0
一般正味財産期首残高	34,882,727	7,380,047	10,370,487		52,633,261
一般正味財産期末残高	34,788,197	7,420,577	10,424,487		52,633,261
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	151,016,215	0	151,016,214		302,032,429
指定正味財産期末残高	151,016,215	0	151,016,214		302,032,429
Ⅲ 正味財産期末残高	185,804,412	7,420,577	161,440,701		354,665,690

資金調達及び設備投資の見込みについて
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

- (1) 資金調達の見込みについて 当期中に資金調達の予定はありません。
- (2) 設備投資の見込みについて 当期中に重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

報告第 10 号

令和 7 年度三日市都市開発株式会社の事業計画並びに予算の
報告について

令和 7 年度の三日市都市開発株式会社の事業計画並びに予算について、
地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和 7 年度 事業計画について

令和 7 年度三日市都市開発株式会社の事業計画について、別紙
「第 2 2 期 令和 7 年度事業計画」のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日

三日市都市開発株式会社

代表取締役 東部 昌也

第22期 令和7年度事業計画

令和7年4月 1日から

令和8年3月31日まで

令和6年度、日本国内では、賃金の上昇、インバウンド需要の増加など、日本経済の回復基調に向かう状況が見受けられます。一方で、去年夏以降からの米の品薄問題、生鮮野菜の値上がりに電気・ガスやガソリンの補助金終了も加わったエネルギー価格の上昇により、消費者の節約志向は強まり、個人消費の低迷が続くことが予想されます。

河内長野市では、市制施行70周年を迎える中、昨年8月に新市長が就任しました。また、非常時への対応強化、市民広場の産業用地化が進む中、令和7年4月から新たな組織体制の見直しが予定されています。

このような状況の中、フォレスト三日市におきましては、恒例イベントであった周年祭・年末催事において、コロナ禍前と同様に対面によるサービスの提供を行い、集客向上に努めることが出来ました。また、インフルエンザやコロナなどの感染拡大防止対策も継続して行い、来館者の皆さまに安全・安心な環境づくりを図りました。

令和7年7月に、オープンから20周年を迎える節目となります。今後とも地域住民の皆様に愛され、支持される河内長野市南部の拠点として機能するよう、フォレスト三日市管理組合、店主会と協働して、ビル全体の魅力向上、及び地域の活性化を目指します。

1. 管理受託業務

(1) 共用部分管理受託業務

① ビル総合管理業務の遂行

管理組合から、設備運転、保安警備、清掃、環境衛生管理などビル総合管理業務を受託しています。各業務のスタッフと連携を密にし、来館者の視点・立場に立った教育及び提案を行い、来館者に支持される施設づくりに努めます。

さらに、経費の削減につながるような、事務の効率化、省力化を進めるとともに、エネルギー価格の高騰の中で、経費の削減に寄与するように管理運営状況を改めて見直します。

② 長期修繕計画の更新

令和3年に実施した「大規模修繕工事」で、建物としての修繕工事は一旦終了しましたが、令和7年度は、ビルオープンから20年目を迎える中で、消防設備、空調機器などの設備機器が更新時期を迎え始めます。

そこで、現在の長期修繕計画を見直し、今後30年を見越した新たな「長期修繕計画」の策定を管理組合（大規模修繕委員会）に、引き続き提案してまいります。

この過程で、修繕積立金の引き上げが想定されることから、令和6年度から引き上げられました管理費との兼ね合いもあり、管理組合とともに、引き上げの必要性和タイミングを検討したうえで、各区分所有者に対して建物の機能を維持するために必要な経費として丁寧な説明を行い、長期修繕計画の見直しをスムーズに実施できるようにサポートを行ってまいります。

③ 防災計画の整備

フォレスト三日市における更なる安全・安心に向けた取り組みとして、防災計画

の整備を昨年度に引き続き取り組みます。

大規模災害（プレート型地震 最大震度6強）を想定した災害リスクを予測し、事業継続計画（BCP）の考え方を基に、災害リスクに対応するためのマニュアルなどを整備し、三日市市民ホールが「指定避難所」となっていることも踏まえ、河内長野市及び関係機関と調整を行います。

④ 管理費等滞納等適正管理業務

「管理費等滞納処理取扱基準」に基づき管理費の適正な滞納処理を行うとともに、共益費滞納防止に向け、関係者との情報交換を密に行い意思疎通を図ります。

現在、管理費等の滞納はありませんが、過去の経過を教訓として、滞納を未然に防止するために、支払状況を注視しつつ、情報共有に努めます。

(2) 専有部分管理受託業務

① 専有部分維持・管理業務

河内長野市から受託する3階公共・公益施設の設備点検、保安警備、清掃業務について、共用部分との一体的管理により効率的・効果的な施設管理を行うとともに、あわせて、令和6年度から、専用部内の日常清掃を再開したことで、より細かい部分でサポートを行い、施設利用者の安全・安心・快適な環境づくりに努めます。

特に、設備機器などが経年劣化により故障頻度が高くなることから、故障を未然に防止するための適切な点検・整備を行うとともに、故障・事故への迅速な対応を行います。

河内長野市の方針で、3階の運営形態が賃貸借へ変更され5年目を迎えるにあたり、結露の大量発生など多くの問題がある中で、河内長野市とテナントとの調整を行いつつ、効率的かつ適正な運営となるように努めます。

2. 不動産賃貸業務

(1) 空床のリーシング業務

① 空床リーシング業務

現在、会社が管理する床の内、1階では、自社床及びサブリース床の3区画(26.14坪)と2階の1区画(15.1坪)の合計4区画が空床となっています。令和5・6年度の各年度に1店舗ずつ新規オープンいたしました。令和6年度に1階106-2区画店舗では、オーナーが高齢などの理由により閉店いたしました。また、令和5年3月末に直営店舗を閉店された1階101区画について、区分所有者と協議した結果、空床の状態を解消するために、より効果的なリーシングを進められるようサブリース床として、契約を締結いたしました。

空床の解消は、会社の最大の課題であると認識し、早急な解決が引き続き求められています。

そこで、空床リーシングについては、当社が独自に営業をかける他、地元不動産業者、商業コンサルなどの媒介業者と連携を深めるとともに、市及び近隣商工会、商店連合会などにも働きかけ、リーシング力を強化し、空床の早期解消をめざします。

また、101区画と隣接する102-2区画については、当社が一括管理することで、区画を統合したリーシングを行い、出店を検討する側の要望に対応できるよう、進めてまいります。

② 短期催事等実施業務

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症の影響も薄れ、短期催事は、継続的に出店していただいていた携帯電話会社以外に、定期的に出店いただける販売業者の協力もあり、土日を中心に多くの引き合いをいただいています。

今後とも空床のリーシングを基本に据えながらも、入居いただくまでの間は、短期催事の出店を積極的に進めてまいります。

特に、102-2区画については、スーパーの入口といった好条件であり、多くの来館者の動線区画であり、途切れることのない催事の開催を目指します。

また、同区画については、101区画の区分所有者及び管理組合と協議し、催事使用の協力も得て、広い催事場所が必要な催事にもお応えできるよう取り組んでまいります。

更に、スーパーのレジ・サッカー台付近の106-2区画についても、2坪弱と小さな区画ではありますが、短期催事などに活用いただけるよう努めてまいります。

(2) 賃貸借更新業務

オープンから令和7年7月に20周年を迎えるにあたり、会社が賃借している床が賃貸借期間満了を迎えることとなります。そこで、令和6年度から床所有者に、20年間の景気の動向変化に加え、人口減少、少子高齢化など河内長野市を取り巻く状況も踏まえた説明を行い、適正な賃借料での契約合意を目指し、価格交渉を進めてまいりました。

一部の方々には、ご納得いただけない状況ではございますが、引き続き、交渉を進めてまいります。

また、キーテナントについても同様に、賃貸借期間満了を迎えることから、各種状況にあわせた賃料の引き下げをベースに交渉を進めてまいりました結果、現在の状況をご理解いただき、大筋で合意する運びとなりました。今後ともキーテナントとの情報共有を密にして、双方の意向が反映される取り組みを進めてまいります。

3. 駐車場及び駐輪場運営管理業務

(1) 駐車場運営管理業務

令和6年7月より駐車場における利便性の向上及び効率的な管理運営に向け、チケットレス（駐車券なし）化に移行するとともに、利用料金のキャッシュレス対応を可能にすることなどの新システムを導入いたしました。当初は、ご利用者から駐車券がない、精算方法がわからないなど、質問などがありましたが、根気よくレクチャーすることで、徐々に駐車場の利用方法に慣れ始め、スムーズなご利用が出来る状態となってまいりました。

その結果、ご利用者からは入退場がスムーズになったことやキャッシュレスに対応したことなど、概ね高評価をいただいております、引き続き利用者のニーズに対応した取り組みを進めてまいります。

(2) 駐輪場運営管理業務

① 駐輪場業務の効率化

周辺の人口減少、少子高齢化に伴い駅利用者が減少しており、安定した駐輪場運営を行うことが課題となっています。

令和6年度は、駐輪場の効率的な管理運営、また、機械化による利便性の向上及び駐車・駐輪場管理委託業務に係る費用対効果などの検討を行いました。

令和7年度は、機械化にこだわらず、効率的な管理運営に向けた、駐車・駐輪場

管理委託業務を見直し、関係者と協議してまいります。

あわせて、駐輪場内の月極・一時利用区画、並びに当館利用者区画が、利用者から見て区別が付きやすい方法を検討し、区画の整理及び誘導案内の改善に努め、利用しやすい駐輪場を目指します。

② 駐輪場賃借料の適正化

駐輪場の床の賃貸借契約も、令和7年7月に当初の賃借期間満了を迎えることから、駐輪場の床の賃借料見直しを進めてまいりました。その結果、概ね引き下げにご同意をいただけることになりました。今後も適正な賃借料での契約合意を目指し、価格交渉を進めてまいります。

4. 附帯業務

(1) 店主会業務

新規顧客の開拓、売上げの増進及び地域の活性化に向け、恒例の「周年祭」「年末催事」等の販売促進イベントを維持・継続するとともに、これらのイベントに対する助成金などの情報収集及び活用を検討に努めます。

令和7年度は、オープンから20周年という節目を迎える、20周年祭となることから、日ごろよりご利用頂いているお客様に改めて感謝し、喜び楽しんでいただける催事内容の実施を提案してまいります。今後もキータナントのサンプルザ、専門店が一体となって、お客様の期待に添ったイベントづくりを行えるよう支援してまいります。

(2) 関連業務

① 三日市町駅前広場エレベーター監視業務

河内長野市から受託している「三日市町駅前広場エレベーター監視業務」を安全かつ適正に履行します。

② PR業務の継続

「ホームページ」や「X」を引き続き活用し、令和6年度は、各テナントと協力し、より多くの皆さまに「フォレスト三日市」の魅力的な、様々な情報を発信してまいりました。

令和7年度も引き続き、「フォレスト三日市」の魅力的な取り組み情報を発信してまいります。

③ 新規事業の検討

昨年度に引き続き、フォレスト三日市として、サンプルザ、専門店の経営努力に加えて、ビルの魅力向上に繋がり、お客様の来店数が増加するような新規事業の検討を行います。

5. 活性化の取り組み

(1) 地域活動との連携

フォレスト三日市は市南部の拠点として位置づけられ、地域の活性化は、フォレスト三日市を運営・管理する管理組合、店主会、当社の使命であります。

地元の三日市小学校区まちづくり協議会とともに開催していましたが、地域活性化イベントは、新型コロナウイルス感染症により、3年間見送っていましたが、昨年、復活するべく準備をすすめてまいりましたが、残念ながら、天候不順により、中止となりました。

このような状況の中、令和6年度は、管理組合、店主会とともに「フォレスト三日市クリーンウォーク実行委員会」を立ち上げ、令和7年3月に、花の文化園の協力のもと、「クリーン・フラワーウォーク」を開催いたします。

令和7年度についても、引き続き三日市小学校区まちづくり協議会とも連携して地域活性化イベントを進めてまいります。

当社は、これまでも、自主自立した経営に努めてまいりましたが、オープンから令和7年7月に20周年となる節目を迎えるにあたり、来館者の減少などに伴う、駐車・駐輪場経営の悪化や空床の増加に伴う不動産賃貸業務の悪化など、予断を許さない状況が続いており、これまで以上に経営状況の改善が求められています。

そして、第三セクターとして、法令遵守、適正なコーポレート・ガバナンスを保ちつつ、経営の効率化、省力化をより一層推進し、自主自立した経営基盤を維持し、会社としての体力を強化してまいります。

令和 7 年度損益予算について

(総則)

第 1 条 令和 7 年度三日市都市開発株式会社の損益予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 損益予算額は、収益 2 1 7 , 9 7 9 千円、費用 2 1 2 , 0 0 8 千円と定める。

2 損益予算の科目区分及び当該区分ごとの金額は、「令和 7 年度損益予算」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日

三日市都市開発株式会社

代表取締役 東部 昌也

令和7年度 損益予算

令和 7年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度決算見込額	増 減	備 考
売上高	217,840	220,585	△ 2,745	
ビル管理収入	65,611	65,412	199	
ビル管理収入	65,611	65,412	199	
不動産運営収入	93,372	96,596	△ 3,224	
店舗賃料等収入	93,372	96,596	△ 3,224	
駐車駐輪場収入	51,900	51,563	337	
駐車駐輪場収入	51,900	51,563	337	
附帯業務収入	6,957	7,015	△ 58	
売上原価	190,225	192,976	△ 2,751	
管理委託費	54,611	54,062	549	
管理委託費	54,611	54,062	549	
不動産運営費	83,171	86,386	△ 3,215	
家賃等	83,171	86,386	△ 3,215	
駐車駐輪場運営費	48,348	48,407	△ 59	
駐車駐輪場管理費	48,348	48,407	△ 59	
附帯業務費	4,095	4,121	△ 26	
売上総利益	27,615	27,610	5	
販売費及び一般管理費	21,783	22,672	△ 889	
人件費	15,840	17,225	△ 1,385	
役員報酬及び社員給与	13,593	14,769	△ 1,176	
法定福利費等	2,247	2,456	△ 209	
諸経費	5,943	5,446	497	
支払手数料	902	818	84	
租税公課	2,287	2,297	△ 10	
減価償却費	326	410	△ 84	
消耗品費	325	265	60	事務用消耗品費含む
通信費	276	243	33	
その他諸費	1,827	1,413	414	光熱水費、共益費、保険料、旅費等
営業利益	5,832	4,938	894	
営業外収益	139	245	△ 106	受取利息、雑収入
営業外費用	0	4	△ 4	固定資産除却損
経常利益	5,971	5,179	792	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
税引前当期純利益	5,971	5,179	792	

※金額は消費税抜き表示です。

報告第 1 1 号

令和 7 年度河内長野都市開発株式会社の事業計画並びに予算
の報告について

令和 7 年度の河内長野都市開発株式会社の事業計画並びに予算について、
地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和 7 年度事業計画について

令和 7 年度河内長野都市開発株式会社事業計画について、別紙「令和 7 年度事業計画」のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日

河内長野都市開発株式会社

代表取締役 梶井 繁春

令和7年度事業計画書

1. はじめに

「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、令和7年度の経済見通しについては、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待されています。その結果、令和7年度の実質GDP成長率は1.2%程度、名目GDP成長率は2.7%程度、消費者物価（総合）は2.0%程度の上昇率になると見込まれています。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとされています。：（令和6年12月25日閣議決定：「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」より抜粋）

2024年（暦年）の既存ショッピングセンターの売上高は、国内外旅行客の来館増や、夏場の気温上昇による盛夏アイテムの稼働、11月中旬以降の気温低下による冬物商材の稼働、春物、秋物衣料は苦戦するも雑貨や飲食でカバーし、いずれの月も前年同月を上回る伸長率となりました。（日本SC協会資料より）

さて、「ノバティながの」は、本年度、オープンから37年目、平成21年の大規模リニューアルから16年目を迎えます。この間、核店舗（西友・南海）の撤退という大きな環境の変化がありましたが、その後の関係者の懸命な努力により、短期間での後継核店舗や大型専門店の誘致に加えて、子育て支援施設「あいつく」が開設されるなど、「ノバティながの」の再生に鋭意取り組んでまいりました。

しかしながら、「ノバティながの」を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化による来館者の減少、施設そのものの物理的な劣化、近隣市での大規模ショッピングセンターの開業なども加わり、依然として厳しい状況下にあります。

そのような中ではありますが、「ノバティながの」が将来に渡って地域の皆様に愛され、中心市街地の核施設として持続的繁栄を維持するため、河内長野市など関係者との連携・協力を図りながら、魅力ある商業施設の再構築に努め地域の活性化に寄与してまいります。

2. 不動産賃貸業務

令和2年1月の新型コロナウイルス感染者の発生以降、国などからは緊急事態宣言に伴う外出自粛規制が求められ、その影響により多くの業種が不況下に追い込まれ、日本国内全体の経済が傾く事態に陥り早や5年が経過しましたが、いまだにその不況下から脱したとは言い難い状況が続いております。

そのような中、令和4年7月には定期建物賃貸借契約の期間満了により、20区画を超えるテナントの契約更新を行い、これまで当社が目指してきた「ノバティながの」北館の施設・フロア・ゾーンの各コンセプトに従い、魅力あるショッピングセンター創りに取り組んでまいりました。

現在一部の区分所有者との賃貸借契約を見直す交渉を行っており、交渉が成立しますと出店希望テナントに適応した賃料などを提示することが可能となり、空床の減少および当社の赤字の解消を図るとともに、引き続き「ノバティながの」全体の活性化につながるよう取り組みを進めてまいります。

また、1階を主とした空床での催事事業についても、魅力的な企画を継続して行い使用料の増収に努めます。

さらに、施設の老朽化等に対応するための検討への積極的参画とその役割を果たすとともに、管理組合が主体となり進められる館内共用スペースの利活用や、施設の活性化等の取り組みにも協力してまいります。

3. 駐車場及び駐輪場運営管理業務

当社運営の駐車場は「ノバティながの」のお客様のほか、一般送迎のマイカーの一時駐停車場、市の公共交通や学校、病院などの送迎バス発着場の利用など、駅周辺の渋滞緩和に寄与するとともに、パークアンドライドでの利用も多く見受けられ、駅前に不可欠な施設として様々な役割を担っています。

また、駅への送迎による迷惑駐車等、交通の流れの阻害要因の解消を図るため、終日、入庫から15分間を無料とするなど、河内長野駅利用者の更なる利便性の向上に努めております。

令和2年3月以降、コロナ禍により駐車場の収入が大きく落ち込みましたが、令和4年春以降、外出自粛規制の緩和により僅かずつではありますが回復傾向にあります。今後とも、運営経費の削減や駐車場機器の適正な管理に努めてまいります。

なお、利用料金につきましては、第1・第2駐車場は1日最大1,000円、第3駐車場は1日最大800円の料金体系を継続いたします。

また、各駐車場ゲートの更新や精算機のキャッシュレス化等につきましては、

現在、河内長野市において第2駐車場用地の有効活用の検討が進められており、今後はその進捗に合わせて計画を進めてまいります。

駐輪場につきましても、河内長野駅及び「ノバティながの」ご利用のお客様のために、「ノバティ北側エリア（自転車、原付、自動二輪）」及び「北館に隣接する自転車専用駐輪場」の適切な運営管理に努めてまいります。

4. 貸室事業

令和3年1月に開業しました貸室「レンタルスペースノバティながの」につきましては、コロナ禍による影響を大きく受けましたが、令和5年度から少しずつ利用者も増加傾向にあります。今後ともPRに努めるなど稼働率の向上と収益の拡大に向け取り組んでまいります。

5. 附帯業務

（1）エレベーター監視業務

本年度も引き続き、河内長野市から河内長野駅前広場に設置されたエレベーターの監視業務を受託し、適正に履行します。

（2）南館3階専有部、北館5階専有部の清掃及び開錠・施錠業務

本年度も引き続き、河内長野市から南館3階専有部（ノバティホール等）の清掃及び開錠・施錠業務と、北館5階専有部（あいっく）の清掃及び施錠業務を受託し、適正に履行します。

（3）自動販売機設置業務

本年度も引き続き、第2・第3駐車場に自動販売機を設置し、駐車場利用者等へのサービス向上を図ってまいります。

6. 地域活動支援

河内長野駅周辺の活性化を目的として行われる各種イベントへの参画、協力及び支援等を行ってまいります。

7. その他

「ノバティながの」の活性化と当社管理テナントの売上向上のため、イベン

トや販売促進活動への支援など積極的役割を果たしてまいります。

さらに、ホームページや SNS を活用した催事案内、駐車駐輪場案内、施設案内やフロアガイド、テナント募集などの情報発信を行い、「ノバティながの」の活性化に資する P R 活動に努めてまいります。

また、他の駅前再開発ビルの第三セクターとの情報交換を行うとともに、再開発ビル特有の課題解決に向けて対応してまいります。

令和 7 年度損益予算について

(総則)

第 1 条 令和 7 年度河内長野都市開発株式会社損益予算は、次に定めるところによる。

(損益予算)

第 2 条 損益予算総額は、収益 2 2 1, 8 3 3 千円、費用 2 1 4, 4 3 5 千円と定める。

2 損益予算の科目区分及び当該区分ごとの金額は、「令和 7 年度損益予算」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日

河内長野都市開発株式会社

代表取締役 榊井 繁春

令和7年度（2025年度）

損益予算

令和7年 4月 1日から
令和8年 3月31日まで

（単位：千円）

科 目	予 算 額	前年度決算見込額	増 減	備 考
売上高	221,812	211,165	10,647	
不動産運営収入	108,946	100,490	8,456	
店舗賃料等収入	108,946	100,490	8,456	テナント賃料、ビル共益費
駐車駐輪場収入	108,379	106,232	2,147	
駐車駐輪場収入	108,379	106,232	2,147	
附帯業務収入	4,487	4,443	44	
売上原価	182,404	181,480	924	
不動産運営費	105,115	108,196	△ 3,081	
家賃等	105,115	108,196	△ 3,081	テナント賃料、ビル共益費、不動産管理諸費
駐車駐輪場運営費	73,995	70,032	3,963	
駐車駐輪場管理費	73,995	70,032	3,963	第2平面借地料増
附帯業務費	3,294	3,252	42	
売上総利益	39,408	29,685	9,723	
販売費及び一般管理費	32,031	30,675	1,356	
人件費	22,963	22,253	710	
役員報酬及び社員給与	20,085	19,677	408	
法定福利費等	2,878	2,576	302	
諸経費	9,068	8,422	646	
支払手数料	2,790	2,715	75	
消耗品費	628	521	107	
租税公課	1,925	1,900	25	
減価償却費	231	132	99	
通信費	380	304	76	
その他諸費	3,114	2,850	264	保険料、旅費、雑費等
営業利益	7,377	△ 990	8,367	
営業外収益	21	835	△ 814	受取利息、雑収入
営業外費用	0	1,544	△ 1,544	
経常利益	7,398	△ 1,699	9,097	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
税引前当期純利益	7,398	△ 1,699	9,097	

※金額は消費税抜き表示です。

報告第 1 2 号

令和 7 年度三日市町駅整備株式会社の事業計画並びに予算の
報告について

令和 7 年度の三日市町駅整備株式会社の事業計画並びに予算について、
地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和 7 年度 事業計画について

令和 7 年度三日市町駅整備株式会社の事業計画について、別紙
「令和 7 年度事業計画」のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日

三日市町駅整備株式会社

取締役社長 上田 典生

令和 7 年度 事業計画

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年度は、三日市町駅総合改善事業の完了から 19 年目を迎えることとなります。本年度も、施設等の賃貸借関係にある南海電気鉄道株式会社と一体となって事業の継続に努めます。

1. 鉄道施設貸付業務

引き続き南海電気鉄道株式会社に対し、鉄道施設の貸付を行ってまいります。

以 上

令和 7 年度損益予算について

令和 7 年度 三日市町駅整備株式会社 損益予算は、次に定めるところによる。

1. 損益予算総額は、収益 16,382 千円、費用 16,359 千円と定める。
2. 損益予算の科目区分及び当該区分ごとの金額は別紙「令和 7 年度損益予算」による。

令和 7 年 2 月 28 日

三日市町駅整備株式会社

取締役社長 上田 典生

令和7年度 損益予算

令和 7年 4月 1日から

令和 8年 3月 31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度決算見込額	増 減	備 考
売上高	16,381	16,638	△ 257	
償却相当賃料	13,060	13,317	△ 257	
管理費負担賃料	1,900	1,900	0	
公租公課相当賃料	1,421	1,421	0	
売上原価	14,491	14,748	△ 257	
減価償却費	13,060	13,317	△ 257	
租税公課	1,431	1,431	0	固定資産税
売上総利益	1,890	1,890	0	
販売費及び一般管理費	1,868	1,868	0	
経費	1,868	1,868	0	委託料、広告宣伝費等
営業利益	22	22	0	
営業外収益	1	1	0	
営業外費用	0	0	0	
経常利益	23	23	0	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
税引前当期純利益	23	23	0	

※金額は消費税抜き表示です。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、本市議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所

氏 名

生年月日

住 所

氏 名

生年月日

住 所

氏 名

生年月日

議案第 4 5 号

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の改正について

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例の一部を改正する条例

河内長野市滝畑地区環境整備基金条例(平成 7 年河内長野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 5 0, 2 0 0, 0 0 0 円」を「1 4 5, 7 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 3 日から施行する。

議案第 46 号

河内長野市農林業施設事業分担金条例の改正について

河内長野市農林業施設事業分担金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市農林業施設事業分担金条例の一部を改正する条例

河内長野市農林業施設事業分担金条例（昭和 59 年河内長野市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

河内長野市農林業施設事業分担金等徴収条例

第 1 条中「）第 91 条第 2 項の規定により」を「。以下「法」という。）の規定に基づき」に改め、「以下」の次に「これらを」を加え、「基づき」を「より」に改め、「分担金」の次に「及び法第 91 条の 2 第 6 項の規定により徴収する特別徴収金」を加える。

第 2 条第 1 号中「事業」の次に「（法第 87 条の 3 第 1 項の規定により大阪府が行う事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）」を加える。

第 10 条を第 12 条とする。

第9条の見出し中「分担金」の次に「及び特別徴収金」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条中「受益者」を「分担金若しくは特別徴収金の納入義務者」に改め、「当該分担金」の次に「又は当該特別徴収金」を、「分担金」の次に「又は特別徴収金」を加え、同条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「分担金」の次に「又は特別徴収金」を加え、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（特別徴収金の徴収）

第7条 市長は、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（当該公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号のいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収するものとする。

（特別徴収金の額）

第8条 前条の規定により徴収する特別徴収金の額は、当該機構関連事業に要する費用のうち、法第91条第6項の規定による市が負担する額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

附則第4項中「第7条」を「第9条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の河内長野市農林業施設事業分担金等徴収条例
附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金
について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前
の例による。

議案第 4 7 号

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の
改正について

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の
一部を改正する条例

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例（平成 2 3 年
河内長野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

小山田西地区地区整備計 画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示さ れた小山田西地区地区計画の区域のうち、地区 整備計画が定められた区域
--------------------	---

別表第 2 に次の 1 項を加える。

8 小山田西地区地区整備計画区域

(ア)	建築物等の用途の制限	(1) 工場 (2) 倉庫業を営まない倉庫 (3) 事務所 (4) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの
(イ)	建築物の容積率の最高限度	—
(ウ)	建築物の建蔽率の最高限度	—
(エ)	建築物の敷地面積の最低限度	1, 000m ²
(オ)	建築物の高さの最高限度	—
(カ)	建築物の緑化率の最低限度	100分の20
(キ)	垣又は柵の構造の制限	1 道路に面する垣又は柵は、生垣又はネットフェンス、鉄柵等透視可能で、開放性のあるものとし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合については、適用しない。

		(1) 高さ 0.6 m以下のもの
(ク)	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区計画の区域外の隣地境界線までの距離は、5.0 m以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 8 号

河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水

道技術管理者の資格基準に関する条例の改正について

河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水

道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年河内長野市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 1 号及び第 4 条第 8 号中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 9 号

(仮称) 南花台中央公園整備土砂搬出工事請負変更契約の締結について

(仮称) 南花台中央公園整備土砂搬出工事請負変更契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

1 契約目的

(仮称) 南花台中央公園整備土砂搬出工事

2 契約内容

変更前

土砂運搬工 5 9 , 0 0 0 m³

土壌検査 1 3 回

支障物除去 1 式

コンクリート処分工 1 7 4 . 3 m³ 等

変更後

土砂運搬工 5 8 , 7 7 0 m³

土壌検査 1 3 回

支障物除去 1 式

コンクリート処分工 2 2 3 . 5 m³ 等

3 契約方法

一般競争入札

4 契約金額

変更前 金 1 6 6 , 3 1 8 , 9 0 0 円

変更後 金 1 7 5 , 3 2 1 , 3 0 0 円

5 契約の相手方

河内長野市天野町 1 4 0 8 番地

株式会社 西端組

代表取締役 西端 弘晴

議案第 5 0 号

財産取得について

次のとおり財産取得をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

1 名 称

河内長野市立小・中学校学習者用端末

2 内 容

学習者用端末 6, 7 5 1 台

その他附属品

設定支援作業

現地納品作業

3 契約方法

随意契約

4 買入価格

金 3 6 9, 0 7 7, 1 7 0 円

5 契約の相手方

令和 7 年度大阪府 G I G A スクール (C h r o m e O S) 共同企業
体

代表構成員：大阪府大阪市港区磯路二丁目 2 1 番 1 号

日本電通株式会社

代表取締役 川副 和宏

議案第 5 1 号

財産取得について

次のとおり財産取得をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

1 名 称

消防団用 C D - I 型 消防ポンプ自動車（総重量 3 . 5 t 車）

2 内 容

消防団用 C D - I 型 消防ポンプ自動車（総重量 3 . 5 t 車） 1 台
車両本体、A - 2 級水ポンプ、安全機能装置付ポンプ操作装置、
アルミシャッター付き器具収納室等

3 契約方法

指名競争入札

4 買入価格

金 3 0 , 4 1 3 , 4 1 0 円

5 契約の相手方

兵庫県三田市テクノパーク 1 番地の 5

株式会社モリタ

代表取締役社長執行役員 加藤 雅義

議案第 5 2 号

財産取得について

次のとおり財産取得をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

1 名 称

市民総合体育館競技場空調設備

2 内 容

業務用エアコンセット（室内機・室外機） 1 2 台

コントロールパネル

室内機用架台 1 2 台

室外機用架台 1 2 台

3 契約方法

指名競争入札

4 買入価格

金 1 5, 2 9 0, 0 0 0 円

5 契約の相手方

河内長野市加賀田 1 7 5 番地

有限会社土井畑電気商会

代表取締役 土井畑 喜巳

議案第 53 号

河内長野市第 6 次総合計画の基本構想を定めることについて

基本構想を次のとおり定めたいので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市第 6 次総合計画 基本構想（案）

千年都市と、みんなの未来。

河内長野がなぜ、古くから多くの人に愛されてきたのか。その理由を知ること、これからの未来を考えるヒントが見えてくるかもしれません。

昭和の後期にいくつもの団地が開発され、自然豊かな地に憧れのマイホームを求めて、たくさんの世帯が引っ越してきた河内長野。30年あまりで人口が3倍になるという急激な変化の中、先人たちは時代の変化に合わせて、暮らしに必要な施設や設備、制度や支え合いのしくみを懸命に築いていきました。時が経ち、河内長野で育った子どもたちが大人になってこの場所を離れ、現在では人口減少や少子高齢化が進んでいることから、「まちの未来はどうなるのだろう」と心配する声も聞かれます。

けれど、河内長野は今、大きな転換点に立っています。

この冊子の前半では、そんな“まちの今”を知ることができるように「あれは何?」「どうして?」という素朴な疑問に答えながら、河内長野というまちがこれまで培ってきた魅力を見つめ直します。後半では、“まちの未来”に眼差しを向けて「10年後に、どんなまちになったらいいか」「どんな風に暮らしたいか」「河内長野でこんなことをやってみたい」と想像を広げながら、めざしたい未来像を描きます。

市民のみなさんの声をもとに、どんな未来をつくりたいのか、何を大切にしたいのかを一つひとつ言葉にして、この一冊ができあがりました。手に取ってくれたみなさんが、ワクワクしながら未来への想いを膨らませるきっかけになればうれしく思います。

それでは一緒に、河内長野の未来をのぞいてみましょう。

Q.
河内長野って、
今どうなってるの？



A. ターニングポイント

転出と転入の差がわずかとなるまでに回復。
特に0～14才の転入は、数年連続で転出を上回り、
子育て世帯から選ばれるまちに。

ターニングポイント # 再生フェーズ

Q.
どうして、若い世帯が
引っ越してきているの？



A. 空き家の循環

大阪府内最小だった空き家率に変化のサイン。
※町村を除く。
長く住み続けるまちから、住み継ぐまちへ。

空き家率の変化

Q.
大阪のなかでも、
河内長野が
いちばん強いのは？



A.
地盤

「強い地盤」ランキング、ダントツの最高スコア。
大阪府内で1番地盤が強い河内長野。

地盤が固い

Q.
河内長野は、
安心して住めるまちなの？



A.
防犯も、大阪一

犯罪発生率、大阪府内、最小。 ※町村を除く。
防災も、防犯も、安心のまち。

犯罪発生率

Q.
窓をあけると、
近くに見えるのは？



A.
みどり

自然が身近にある暮らし。
緑視率が高く、森林面積も大阪府内1位。 ※町村を除く。

森林面積67%

Q.
川を流れてるのは？



A.
きれいな水

大阪府内で唯一、全域水質AAの石見川をはじめ、
ムササビやサンショウウオも暮らす、美しい自然。

水質AA # 生物多様性

Q.
人が集まっている、
あの場所は？



A.
道の駅

人気ランキング大阪府内1位。
道の駅 奥河内くろまろの郷、絶好調の発進。

#人気ランキング

Q.
地域の自然や暮らしを
守っているのは？



A.
まちのみんな

環境への意識も高い、河内長野のみんな。
まちの豊かさにつながる、一人ひとりの営み。

リサイクル率

Q.
新しく暮らしはじめた人も、
馴染みやすいのはなぜ？



A.
心地よい つながり

新しい人にひらかれた河内長野。
伝統も、新しい挑戦も、大事にできるまち。

世代を超えたつながり

Q.
河内長野に
たくさんの人が暮らし始めて、
何年くらい経つ？ →

A.
千年

「中世に出逢えるまち」として日本遺産にも認定。
文化遺産に息づく、たくさんの人々の営み。

千年

Q.
河内長野で千年、
続いてきたものは？ →

A.
ふだんの暮らし

文化財だけでなく、この地で連綿と続いてきた
「暮らし」そのものが、まちの資産。

ふだんの暮らし

ふだんを生きる、じぶんが生きる。

知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。

10年後、私たちは
どんな「ふだん」を生活しているのだろう。

まちが元気、みんなも元気。

深呼吸したくなる豊かな自然、美しく整備されたまち並み、充実した子育て環境、教育や福祉、活気ある産業や観光、農業に林業、そして、人と人の心地よいつながり。10年後の河内長野は、もっと美しくて、もっといきいきしたまちに。みんなの「ふだん」も元気にあふれています。

ホテルも、子どもたちも、光ってる。

河内長野には、子どもたちの成長を豊かに彩る環境があります。森に生きる野鳥や昆虫たちの観察、木工教室、農業体験、川遊び、たくさんある公園でかけっこ、子どもたちが顔を輝かせながらホテルを見つめる初夏の夕べ。河内長野の宝は子どもと自然。いっしょにすくすく育っています。

揺るがない安全と安心感。

10年後の河内長野は、今よりもっと安全で、もっと大きな安心感に包まれて暮らせるまちに。それを支えているのは、大阪一を誇る地盤の固さと治安の良さだけではありません。土砂崩れなどの災害への対策や、医療・救急・消防・道路・水道などの基盤づくりが進み、安全・安心と「同居」できる健康的な毎日が、みんなの誇りになっています。

人のつながりも、大きな安心に。

地域の人たちも、河内長野の安全・安心を支えるのに、大事な役目を担っています。学校に通う子どもたちのための見守り活動や、防災・防犯活動など、一人ひとりの目配り・心配りが、みんなの安心を育んでいます。人と人とのつながりが広がり、深まることで、安心はもっと、大きなものになっています。

暮らしの中に、「できる。」がふえる。

まちの情報をみんなで伝え合ったり、忙しくて市役所に行く時間がなくても電子手続きで窓口サービスを利用できたり、病院に通えなくても遠隔で診療を受けられたり。新しいテクノロジーと、人と人の支え合いによって、これまで諦めていたことや難しかったことが、どんどん「できる。」に変わっています。

好きなときに、好きなところへ。

自動運転などのテクノロジーや、人と人の助け合いを活かして、マイカーがなくても、免許を返納しても、自分の行きたいところへ出かけることができます。新しい地域モビリティやバス・鉄道、ご近所さんとの乗り合いを組み合わせ、いろんな移動が実現。移動中に生まれる人と人の“ふれあい”も、楽しみのひとつに。

「じぶん」が生きるまちって、
どんなまちだろう。

みんなが、主役。みんなが、ファン。

年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性が活かされて、みんなが好きなこと、得意なことを楽しめるまち。そして、なりたい自分に近づけるまち。いろいろな人がいて、誰もがどこかに「主役」になれる場所を持っていて、それぞれが誰かの「ファン」でもあって、お互いに応援し合っています。

支えて、支えられて、活かし合って。

誰かがいつも「支えられる側」になるのではなくて、自分の長所や特技・経験を活かして、誰かを「支える側」にもなれるまち。お互いに気兼ねなく頼みごとができたり、周りの大人たちに支えられて成長した子どもが、自分も誰かを支える側になったり、支え合いの循環が広がっています。

あたらしい一步、踏み出し放題。

年齢や経験を重ねても、失敗を恐れずいろんなことにチャレンジできて「このまちでよかった。」と思える場所。新しい一步を踏み出すとき、「このまちがいい。」と思える場所。周りのみんなも、その一步を応援してくれるから、やりたいことを次々と実現させることができます。

地域がまるごと、学校。

学校でたくさんのことを学べて、学校の外にも学びがいっぱいあるまち。河内長野の子どもたちは、地域でのさまざまな経験を通して、学力とともに豊かな心や健やかな体を育んでいます。「生きる力」をそなえ、知・徳・体の調和がとれた子どもたちが、社会で活躍することがまちの希望になっています。

学びを、誰かの喜びに。

いくつになっても、多様な学びの場が身近にあるまち。そして、学んだことを自分の中だけに留めるのではなくて、知識や技術を、人のため、まちのために活かすことで、誰かの喜びも、人の役に立てる自分自身の喜びも生まれています。豊かな「学び」と「喜び」の循環を、河内長野から。

住（じゅう）を、もっと自由に。

戸建てや団地、マンションでの暮らしも、古民家の活用も、いろいろな住み方、暮らし方を自由に選択できるまち。たとえば、平日はニュータウンで生活し、週末は集落の田畑に出かけたり、空き家をリノベーションして仕事の拠点にしたり、多様な地域の魅力を活かして暮らしの楽しみ方が広がっています。

これから、どんな「好き。」を
深めていけるだろう。

まちの顔を、笑顔でいっぱい。

“まちの顔”になる場所がいくつもあって、たくさんの笑顔があふれる場所に。みんなの手で景観を美しくしたり、おいしいお店や楽しいスポットができたり、商店街の新しい活用法にみんなでチャレンジしたり。地元の人も、観光客の人たちも、いろんな所でいろんな「好き。」との出会いが生まれています。

サクセスフルな、サステナブル。

自然を守る活動がもっと盛んになり、大切な資源が循環し続けるまちに。自然だけでなく、道路や公園などの社会基盤も、自治会活動などのコミュニティも、農業や地場産業も、市役所の安定した運営も、みんなの力で安心して暮らし続けられる環境が整い、持続可能なまちづくりのモデルケースになっています。

“ここにしかない”時間を求めて。

都心から30分の場所にありながら、自然や文化・歴史を感じられるまち、河内長野。自然と親しむアウトドア体験、ながく大切に守り継がれてきた神社仏閣。“ここにしかない”時間がゆっくりと流れていて、国内外から多くの人を惹きつける魅力になっています。慌ただしい日々の中で失った時間を取り戻し、豊かな時間を蓄えていく。そんな時間の楽しみ方が、ここにはあります。

地産地消で、日本一の給食カレーを。

恵まれた自然と農業の担い手たちの力を掛け合わせて、地産地消が進み、河内長野産のおいしい食材が、まちの食卓を彩っています。学校の給食でも地元で採れた野菜をつかった“日本一おいしい給食カレー”がつけられるくらい、農業と食育が活発になり、みんなの健康を支えています。

“推し”と出会えて、育てるうれしさ。

地域に息づく歴史や文化財、お祭り、よく行くお店や公園、河内長野を拠点にするスポーツチームやアーティスト、企業やボランティア団体……、一人ひとりが自分の“推し”と出会えて、ただ遠くから見守るだけでなく近くで応援できるような、ワクワクするつながりがまちにあふれています。

「好き。」が集まれば、すごい力に。

河内長野がみんなの「好き。」であふれたまちになって、みんなで見つけて持ち寄ったいくつもの魅力が「まちのブランド」になり、広く全国へと伝わっていく。みんなで愛着と誇りを持って、このまちでの暮らしを楽しむことが、そのまま、まちづくりにも活かされていく。そんな未来が、始まろうとしています。

一人ひとりの「好き。」が、 みんなの未来をつくっていく。

河内長野は今、とても大きなターニングポイントを迎えています。若い世代の人たちがこのまちを選び始め、まちの風景に少しずつ変化が生まれています。

もともと河内長野は、地盤が固く、犯罪が少ない、安全・安心なまちです。過去から大きな災害にあうこともなく、多くの文化財が今に受け継がれています。大阪の都心から30分、山の緑やきれいな川に恵まれ、かわらぬがく続く「ふだんの暮らし」が、ここにはあります。大人になって一度この地を離れても、またいつか帰りたくなるような、かわらない心地よさが、河内長野には息づいています。

そんなまちの魅力を活かせば、子どもたちがのびのび成長できる環境も、自分らしい暮らしの楽しみ方も、年齢にかかわらず新しいことに挑戦するチャンスも、もっともっと広がっていくはずです。

「このまちの、ここが好き。」

「次は、こんなことをやってみたい。」

そんな一人ひとりの想いが、河内長野の未来をつくる力になります。これからの10年、そしてその先も、みんなの「好き。」を持ち寄って、千年都市を豊かな彩りで満たしていきましょう。

かわらずなが〜く
ふだんのしあわせ

